

自然保護と術語の統一

岩田正俊

近年白鳥主としてオオハクチョウとコハクチョウとが、北海道及び本州の一部には、従来の飛来地もあったが、新に従来より南の本州島内の各地において餌付けに成功し、それが引続き自然保護の名のもとに、観光を目的とし、また近年の写真ブームに乗って保護が称えられ、そのため野鳥本来の自然保護がどうやら忘れられそうな傾向が多くなった。この問題については各地によってその事情はそれぞれ異なるが、自然保護のための調査研究をも反対或は阻止運動までする者も出て来た。

こうした実情を自然保護の上から、その功罪を論議するための日本語特に漢字の術語がまちまちで、そのため論議の的(まと)が外れているようなことが少なからずあるようになった。

術語についても日本語の漢字の解釈については、いろいろな字書を引いてもその術語の無いものが多く、元来科学的術語を、漢字をそのまま解釈すると誤りとなることが多い。そこで一応その術語の定義とまではいかなくとも、その意味を或る程度統一してから論じたいものである。

よって次に試案として、私なりに解釈して見たが、これは会員の皆様の御批判御意見によって改むべき筋合のものである。特に付記した英語は必ずしも術語のみとは限らず、日本語の意味を補うためのものであって、この点については特に識者の御教示を願うものである。

I. 餌の与え方による区分

餌付け (Calling, Providing)

野性の鳥類を対象に、それが本来の食性であるか否とにかかわらず、ヒトが意図的に何らかの食

物を与え、野鳥がこの餌にありつきそのために慣れて、次第にヒトに接近してくる。しかし野鳥本来の行動パターンは変ることになる。

給餌 (Feeding, allowance)

餌付けされた野鳥にヒトが引続き餌を与えることで、野鳥が生きていく上に食物を補給することになり、そのために相手の野鳥の行動をヒトが規制する意図は全くない行為である。若し行動を規制する目的ならば自然保護に反することになる。

これには人為的に餌を撒く方法と、自然の食物となる禾穀或は果実等を収穫せずに圃場その他に残す方法とがある。

隨時給餌：自然食餌の補食となる。

定時給餌：初期は補食の程度であるが、慣れるに従って野鳥は給食に頼ることになり、一定の時間に餌場に自然に集ることになる。

飼養 (Breeding, Keeping)

野鳥が給餌のみに頼れば飼養化、家禽化さらに飼鳥又は家禽となる。例、籠の鳥、柵飼い鳥、ハト、アヒル、ガチョウ、コブハクチョウなどの放し飼い。動物園飼育の野鳥など。

野鳥の給餌による弊害

給餌に依存すればヒトに慣れ過ぎ自然の野性を失い、野鳥としての存在意義が薄れる。餌料の過剰投与は永い間には集団の Over Population (過個体数) を來し、生態系のバランスが崩れるので、自然環境を確保又は整備によって、野鳥を自然環境にて生活できるように立返らせ、眞の自然保全策 Conservationを実施すべきである。

2. 保護、愛護と管理

保 護 (Protection かばう、守る、害から防ぐ)

野鳥の棲息、生命維持を主とし、ヒトが野鳥をかばい、気をつけて守る。……(守る会、保護の会等)

A) Preservation (保存、保持) 保護

野鳥を自然の状態で守り、ヒトの行為干渉等一切の手を加えないで、長く自然の現状を保つことによって保護する。

B) Conservation (考慮、検討) 保全

人為的な補助により、野鳥(自然物)に保護を加えて安全にする。自然のもつ質を損わずに自然を利用することで、破壊荒廃等を導かぬように注意しつつ利用する。

愛護 (Tender care 思いやり、親切な、気をつかう、世話する)

野鳥を可愛がり保護する…… Pet (寄愛、愛玩の)

然し愛するだけで譲りのないもの…… 慎愛、育目的な愛、感傷的な愛。愛玩動物視しいわゆるトリキチ的愛鳥思想。鳥籠飼い、柵飼い等の飼養。

管理 Management

権限によって支配する。環境の保全を実施する上で、野鳥やその地域に対してなされる計画や対策及びその実施……従って官庁や保護団体であり、個人は保護人である。

3. 過保護と偽保護

過保護 (Over protection)

Conservation の程度を越えて、保護し過ぎ(或は愛護し過ぎ)るため、本来の野性を順次失う。

A) 過剰保護 (Super protection)

野鳥を保護或は愛護し過ぎて(野性生活者に対して、給餌が保護の万能と考えられ、宣伝されま

た実施されているので)そのため野鳥は給餌に頼り、だんだん野性を喪失し、野鳥の本来の存在意識が薄れる。即ち食性からは餌付 → 紿餌 → 飼養となる。

B) 過保護 (Error protection) = 反自然保護 (Abnormal or unnatural protection)

過剰保護が更に進んで(ヒトには慣れ過ぎ)ヒトの飼養する自然生活を失った野鳥と化し、野鳥としての存在や意義を失ってくる。従って自然に反する家禽化更に家禽となる。例、コブハクチョウの飼育や、自然食餌の水草が食べ盡されて育たず、完全給餌となり飼養化したところ。

偽保護 (Pseudo - protection)

真の自然保護の Preservation 又は Conservation に似て非なるもの、建前は保護であるが事実は反自然保護 (Anti - protection) である。

A 、盲目的な愛護の結果、自分では軽薄な保護とは信じているが、過誤保護であり、生きものの野鳥を玩弄物として取扱う。(例、古くは出雲國造神賀詞の中の玩弄物として白鳥を朝廷に奉る如きもの)。

また真の自然保護の意を忘れて、撮影のみを至上目的とし被写物としてのみ取扱い、また観光利用のみを目的として野鳥の自然性及び自然保護を顧みざるもの。その他鳥籠飼い、柵飼育しているもの。

B 、自然保護のための調査研究を否定し、或は故意に阻止運動するもの。

非保護 (Non - protection)

漁業、農業、狩猟などの邪魔になるため野鳥を追払い、保護区設定に反対するもの。例、カモ猟場において狩猟のため白鳥を駆逐するとか、また撮影のために投石して飛翔させるもの。その他。

4. 結 語

近来各地における餌付けの成功から、給餌の連



続により、シベリアの野性豊かな白鳥達は以外にヒトになつき、写真撮影の好材料となり、自然保護の呼声と共に、マスコミの宣伝が加わり、野性の白鳥とヒトとが益々親密となり、今日では餌付け→給餌→飼養化のコースをたどりつつある。

然るに今までの経過を顧みると、一部では自然保護とは反する過保護或は偽保護が称えられるに至った。これらの問題についての適否は各地において事情が異り、給餌は過保護か否かの問題、更に白鳥の自然保護のための国際的調査研究のための首標着装の可否が、土地の一部の人の不理解なために行われなかったところがあつたり、それに輪を加えて撮影を目的としている人の無知による

着装阻止運動まで起り、外国では見られない日本人の自然科学に対する無知をさらけ出したりしている。

自然保護の名のもとに、観光目的の保護は今日まで各地で盛になったとはいえ、眞の自然保護からの白鳥の保護が忘れられている地もあり、自然を除外した白鳥の保護はあまり得ない。

今日のヒトと白鳥との親密さは全く奇跡というべきで、各地の特志家の努力には感謝するべきであるが、今後の白鳥の保護は自然保護の上から如何にあるべきかは、我々日本白鳥の会々員が率先研究し且つ実行すべき課題であると考える。

尚、本稿の一部は54年2月瓢湖畔における研修会において発表した。